

令和7年（ネ）第1314号 再審請求中の死刑執行国家賠償請求事件

控訴人 池田直樹 外2名

被控訴人 国

控訴人第1準備書面

2025年（令和7年）12月5日

大阪高等裁判所 第2民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

（主任）弁護士 宇 野 裕 明

弁護士 定 岡 由 紀 子

弁護士 川 崎 真 陽

弁護士 金 子 武 嗣

第1 国連は日本の法曹関係者の国際人権法の理解が大きく不足しており、その原因は勉強不足にあると考えている

控訴人らが原審で指摘したとおり、日本の司法関係者は、国連から国際人権条約の基本的な学習が足りていないと考えている。

自由権規約に限定してみても、日本には以下のような勧告が繰り返し出されている。

1 第4回政府報告書審査の総括所見（1998年）

「委員会は、裁判官、検察官及び行政官に対し、規約上の人権についての教育が何ら用意されていないことに懸念を有する。委員会は、かかる教育が得られるようにすることを強く勧告する。裁判官を規約の規定に習熟させるための司法上の研究会及びセミナーが開催されるべきである。委員会の一般的な性格を有する意見及び選択議定書に基づく通報に関する委員会の見解は、裁判官に提供されるべきである。」（甲C15：下線部は控訴人ら代理人。以下同様）。

2 第5回政府報告書審査の総括所見（2008年）

「6. 委員会は、規約の規定を直接適用した国内裁判所の裁判例に関する情報が、最高裁判所が規約違反ではないと判断したもの以外には乏しいことに留意する。

7. 委員会は、規約の適用および解釈が、裁判官、検察官及び弁護士に対する専門職業的研修の一部となること、規約に関する情報を、下級裁判所を含め、司法のあらゆる段階に広めることを確保すべきである。」（甲C3）

3 第6回政府報告書審査の総括所見（2014年）

「6. 委員会は、締約国によって批准された条約が国内法の効力を有することに留意する一方、規約の下で保護される権利が裁判所によって適用された事例の件数が限られていることを懸念する（第2条）。

委員会は、前回の勧告を繰り返し、締約国に対し、規約の適用及び解釈が

下級審を含めあらゆるレベルで弁護士、裁判官及び検察官に対する専門職業的研修の一部となることを確保するよう求める。・・・(後略)・・・」(甲C4)

4 第7回政府報告書審査の総括所見(2022年)

「5. 委員会は、従前の勧告を想起し、締約国に対し、規約及び国内法におけるその適用性について、裁判官、検察官、弁護士、法執行官、security forces、市民社会アクター及び一般市民に対して継続的に研修を行い、啓発をする努力を継続することを求める。また、締約国は、国内法秩序において規約を完全に実施し、国内法が規約上の義務に適合するように解釈、適用されることを確保すべきである。・・・(後略)・・・」

5 まとめ

特に第6回、第7回の「従前の勧告を想起し」という表現からは、何度も繰り返し同じ勧告を出したにもかかわらず一向に対応を改めない日本国に対する、規約委員会の苛立ちがにじみ出ている。

国連から、たびたびこのような勧告をされることは、人権外交を標榜し、人権の尊重、法の支配、民主主義を掲げる日本国にとって「恥ずべきこと」であるといわざるをえない。

もちろん、我々法曹にとっても「恥ずべきこと」である。

第2 国際人権法を正しく解釈すれば再審請求中は死刑執行は許されないとの結論におのずと辿りつく

1 控訴審北村意見書(甲C27)の作成に至る経緯

控訴人は、もともと、原審において、裁判所(大阪地方裁判所第19民事部の大森直哉裁判官、小川貴裕裁判官、土肥大致裁判官)が、国際人権の正しい解釈の在り方、本件における正しい適用の在り方について、できる限り分かりやすく

指摘してきた。

たとえば、原告第7準備書面では、北村泰三名誉教授の意見書（甲C22以下「北村原審意見書」という）を前提に、自由権規約6条1項及び4項が再審請求中の死刑執行停止を求めていることについて、

- ① 国連の自由権規約委員会の総括所見（甲C3、4、5、15、21）
- ② 自由権規約委員会の一般的意見（甲C1、7、12）
- ③ 個人通報における見解（甲C22の15～18頁）
- ④ 拷問等禁止条約、ヨーロッパ人権条約、米州人権条約、多数の国連決議の内容（甲C19、20、甲C22の25～27頁）

等を「踏まえて」、具体的に指摘してきた。

上記国際人権条約やそれに関連する文書、国連加盟国の総意を反映する国連総会決議等の集積から読み取れることは、国連の人権を守る諸機関及び国際社会の総意として、再審請求中に死刑執行をしてはならず、そのことは死刑囚の人権保障のために当然（自明の理）である、という結論である。

ところが、本件を審理した原審（大阪地方裁判所第19民事部の大森直哉裁判官、小川貴裕裁判官、土肥大致裁判官）は、自由権規約6条4項のpardonについて、国連が全く採用しておらず、条約法条約に基づいた解釈原則すら逸脱した独自の解釈論を展開した。そして、結論において、pardonに再審請求は含まれないことから、再審請求中の死刑執行は自由権規約において保障されないと、国際社会において共有されている認識（常識）と真逆の判断を示した。

このように、北村泰三名誉教授の丁寧な説明が裁判官らの理解を得なかったことは、控訴人らとしても極めて遺憾である。

そこで、改めて、北村泰三名誉教授に、いまだ理解の不足している裁判所に宛てて、裁判所の独自解釈の誤りを具体的に論証してもらわざるをえなくなった（甲C27）。

2 北村意見書（甲C27）の概要

控訴審北村意見書（甲C27）は、特に次のことを指摘した。

(1) 正文に基礎を置いた解釈原則に忠実な解釈が求められる

第一に、自由権規約の解釈においては、条約正文である英語ないし仏語の意味内容を斟酌しなければならず、自由権規約 6 条 4 項の解釈では「pardon」の正文での意味内容が重要である。ところが、原審判決は、日本語訳である「特赦」の解釈に拘泥するという誤りを犯した。このような誤りを導いたのは、条約解釈の基本原則のうちの特に誠実な解釈の原則、自律的な解釈の原則、実効的な解釈の原則を無視して、文言の文理解釈のみを行なって、国内法上の特赦の意味に拘泥してしまった結果である。

原判決がしてしまったように、条約の条文（本件では、6 条 4 項）の文言を各締約国が自国の国内法に従って解釈することを許せば、条約の解釈は幾通りにも分解して、一貫性、統一性を失い普遍的な人権条約としては破綻してしまう。6 条 4 項の文言は、多様な締約国の国内法を前提としているのであるから、その用語は自由権規約上の自律的な用語として解釈されるべきであり、自由権規約 6 条 4 項やそれに関連する一般的意見は、日本政府報告書審査の際に日本政府に宛てられた総括所見の内容に従って解釈しなければならない。（甲 C 2 7・1 6 頁）

そのように解釈すれば、6 条 4 項の pardon には、日本法上の再審請求が含まれなければならない、そのように自由権規約委員会が考えていることは明らかであり、また、そのような解釈が、これまでの国連総会決議、拷問等禁止条約、欧州人権条約等にもみる国際社会の認識にも沿うものである。

(2) 誠実な解釈の原則から、法体系的に整合した解釈が求められる

第二に、原判決のように、pardon の意味を日本法の特赦に限定した解釈をすると、自由権規約委員会の総括所見や一般的意見や自由権規約 14 条 6 項の pardon の解釈とも矛盾する。pardon には、法的権利性が含まれていることが明らかであるから、これには権利としての再審請求が含まれていると解さなければならない。そして、pardon を含む死刑判決の見直し手続き中に死刑を執行してはならないという要請は、国連総会の決議をはじめとして、今日では、大多数

の国で共有されており、原判決は、このような国際人権基準と矛盾する。

ところが、原判決は、その矛盾についての合理的な説明をしておらず、これは、「誠実に」国際条約を遵守するとした日本国憲法に反する。

条約機関からの勧告（総括所見における懸念の表明を含む）を受けている場合には、これに誠実に対応しなければ、その行為自体が違憲性を帯びることになることは最高裁判決にも表れている。すなわち、条約機関の意見を真摯に受け止めることは、憲法が要請する「誠実な条約解釈」と合致する。（なお、このような北村教授の考え方は、後記する山本意見書の指摘を国際人権法の側から捉え直し裏付けるものでもある。）

(3) 憲法上の権利と整合した解釈が求められる

第三に、再審請求中に死刑を執行すれば、法の適正手続の保障（憲法 31 条）と裁判を受ける権利（憲法 32 条）との関連が問題となり、これら憲法上の権利と整合的に自由権規約を解釈しなければならない。また、自由権規約 6 条が、死刑の適応に最大限の慎重さを求めていることからしても、再審請求中の死刑執行を自由権規約 6 条 1 項ないし 4 項が認めていると解することはできない。

(4) 小括

以上からすれば、再審請求中の死刑執行を自由権規約 6 条 1 項及び 4 項が禁止しているとはいえないとした原審には誤りがある。

3 北村教授の尋問の必要性

控訴審北村意見書（甲 C 2 7）は、原審判決が、いかに国際人権条約の解釈を判決に都合のよいように独善的に行ったのか、その結果、自由権規約が求めている死刑の抑制的な適用や今日の国際社会が共有している死刑判決の見直し手続き中における死刑執行の禁止という常識から乖離していることを明らかにしている。

裁判所は、上記第 1 で指摘したとおり、これまで自由権規約委員会から、日本の裁判所が国際人権法の適用、違反の認定に消極的であることを前提として、繰り返し、国際人権法の習熟のための研究会等を開催するよう指摘されてきた。そ

して、本件においても、国際人権法の専門家から原判決の誤りを鋭く指摘されてしまっている。又、原判決はすでに英訳して、国連に送付している。その上で、控訴審裁判所が、またもや国際人権法の専門家の意見書と異なるような判決を何らの合理的な説明もなくしてしまえば、日本の裁判所の名誉にも関わる。

控訴審裁判所は、世界に向けて堂々たる自由権規約の解釈を披露し、専門家による安易な指弾を受けないためには、裁判官自身が納得いくまで、法廷において国際人権法の専門家と意見を交わすことが必要である。

そのようにして初めて、世界との「裁判官対話」が実践され、日本の裁判官の実力が評価される。また、後記する山本教授が述べる意見とも合致した対応となる。そのためには、控訴審において北村泰三名誉教授の証人尋問が実施されることが不可欠である。

第3 規約委員会の有権的解釈が憲法判断の法源となること

山元一教授の「死刑制度違憲論 『トランスナショナル人権法源論』の視点から』(甲C28:以下「山元意見書」という)に述べられているとおり、日本国内の裁判において、国際人権規範の趣旨を踏まえたものは皆無ではないものの非常に少なく、学問の世界においても、憲法学と国際人権法の協働が積極的だったとは言い難い。しかし、日本における人権保障基準の向上のためには、人権保障という共通の目的に向けた憲法と国際人権法の協働が必要になる。

山元意見書は、憲法学者の立場から、憲法と国際人権法との「協働」をどのように構築するかという観点から意見を述べたものである。

1 伝統的議論

(1) 伝統的議論では、国内の人権法が国家権力からの自由を基軸として形成されたのに対し、国際人権法はもっぱら国際社会から各国家に対して人権保障を要求する議論にとどまるもので、その本質や構造が全く異なるものであるとされていた。

戦後の憲法学を指導した宮沢俊義、芦部信喜が「人権を語る以上、それは国際的なコミットメントたらざるを得ない」という基本的態度をとっていたものの、その後の日本憲法学における人権解釈論において、国際人権規範の憲法解釈への接合は必ずしも積極的に行われてきたとは言えない状況であった（甲 C 2 8 ・ 1 0 頁）。

(2) 上記のような二分論の下で、日本の裁判所が人権問題の解決にあたり依拠する法的規律＝法源も、伝統的に以下のとおりに二分されてきた。

ア 拘束的権威 (binding authority)

拘束力を持つ法として、直ちにその適用が法的に求められる基準。国内法以外には条約がある。

イ 説得的権威 (persuasive authority)

選択した解釈論の説得力を高めるために、議論の参考として援用される基準。外国の裁判所の判例等が日本国内の裁判所の判例において引用されるのは、「ひとまず国内法上選択された解釈について、その説得力を高めるための根拠として」であることが多い。

(以上、甲 C 2 8 ・ 1 6 頁)

(3) しかし、国内法上の人権解釈にあたって、国際的な人権解釈の基準は「何も参考にならない」と切り捨てられるものであろうか？ ここに、我が国の司法に対して「国際人権法を知らないし、勉強不足である」という「最低評価」(E) がつけられる問題の根源がある（原審北村意見書《甲 C 2 2 ・ 1 2 頁》）。

2 国内法／国際法の二分論の克服

山元意見書には、「憲法上の権利」と「国際人権」に横たわる共通の「道徳的構造」を見出そうとするカイ・メラーの「道徳的構造の同一性」論、さらに、国際人権と国内人権の協働的理論に照応する法的実践としてラテン・アメリカ地域のプロ・ホミネ(pro homine)原則（ないしプロ・ペルソナ(pro persona)原則)が紹介されている（12～14頁）。プロ・ホミネ原則とは「個人に最も

利益をもたらす判断を解釈者に要求する法原則」で、国際人権と国内人権のどちらかの優位性を問題とするのではなく、事案に応じてきめ細かく適用法を決定する考え方である。さらに、ブラジルの2名の法学者は、①法11条が、国際人権と国内人権とを区別することなく「すべての基本的人権の享有」を保障していること、そして、②憲法97条が『この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。』として人権に対する強いコミットメントを表明した上、憲法98条2項で『日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守すること』としていること（甲C28・14頁）等の根拠から、プロ・ホミネ原則が日本においてもよりよい人権保障のための枠組みとして受容されうると指摘している。

3 「トランスナショナル人権法源論」

(1) 山元教授が提唱する「トランスナショナル人権法源論」は、憲法も国際人権法も「人格的自律の価値」の保障を共通の目的とするものであることを起点として、「国内裁判所が人権問題を解決するために依拠する法的規準＝法源は、国境を超えたトランスナショナルな存在を包含し、そのことによって国内法秩序において、憲法と国際人権規範が協働するとともに、さらに適切な事例があれば外国人権判例をもまた法源として多元化・重層化させるべきである、いいかえれば事例によっては法源の一角を占める、と考える」というものである。「そして、ナショナルな人権法源と区別される人権法源を『トランスナショナル人権法源』と呼び、国内の人権法解釈の問題を両者の競演によって解決させようとする」ものである。

（甲C28・15頁）

(2) 「トランスナショナル人権法源論」の下では、具体的な人権解釈の在り方は以下ようになる（甲C28・17～18頁）。

ア 憲法規定が欠けている場合

憲法には規定されていないが国際人権法で保障されている諸権利(たとえば、刑事事件における無料で通訳を利用する権利)は、国際人権法が直接適用され、積極的に保障される。そのように解釈しない限りは、条約違反となる(同旨、東京高判2024年9月3日判例集未掲載)(甲C28・17頁)。

イ 下位法(条約)による上位法(憲法)の内容具体化(甲C28・17頁)

- ① <包括的人権条項たる憲法13条に基づく具体的な法的保障>という法的構成の場面では<下位法(条約)による上位法(憲法)の内容具体化>という考え方が認められる。実質的には憲法規範に内在していた法命題が、具体的な法的問題を契機としてそこから引き出されてくるのである。
 - ② 平等問題領域においては、「トランスナショナル人権法源」はナショナルな憲法の解釈指針として役割をも果たす。この領域においては、そもそも精緻な違憲審査基準は作動しにくく、一般に平等原則違反は、実際的には抽象的な理論操作に基づく平等違反の有無よりも、国の内外の状況の変化における平等意識の変化、そしてそれに伴う差別解消の具体的実践の動向を重要な手掛かりとして、判断される性質を帯びている。
 - ③ 刑罰等の「残虐性」は抽象的な観念であり、憲法上の観念のうち違憲審査基準論等を用いても「残虐」とは何かを明確に同定することが困難である。このような抽象度の高い観念の理解については、国際人権規範による理解がその内容を強く方向づけるべきである。
- (3) 「トランスナショナル人権法源論」においては、法源を「拘束的権威」と「説得的権威」に分けていた伝統的な考え方は、「拘束的権威」「**影響的権威(influential authority)**」「説得的権威」の三分論へと再編される。

従来二分論においては、外国人権判例(ヨーロッパ人権裁判所判例など、地域的憲法裁判所の人権判例をも含む)、未批准の国際条約、国際条約機関の勧告等は法的拘束力を有しないので「説得的権威」に包含されていた。「トランスナショナル人権法源論」においては、それらは、原則として「説得的権威」

ではなく「影響的権威」に分類される。

裁判官が「影響的権威」に示された基準に沿わない判断を示す場合、なぜその権威＝規準＝法源に従わないのか、判決中で説得力のある説明を明確に示すことが求められる。

(甲C28・16頁)

4 「影響的権威」という考え方は既に認められている。

(1) 控訴人らが原審で提出した北村意見書(甲C22)は、国際人権法学の立場から、国際人権条約、国連総会決議、規約委員会の一般的意見など履行監督機関の示した解釈がどのように日本および各締約国の国内裁判所の判断に取り入れられているかを述べたものである(甲C22・54、55頁)。

日本国憲法98条2項には「日本国が締結した条約および確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と明記されているが、これは第二次世界大戦を経て、国際協調の時代を見据えた規定である。規約委員会は条約の解釈権限を与えられた機関であり、規約委員会による条約の解釈は、条約そのもののように法的拘束力を持つものではないが、だからといって無視してよいというものではない。たとえば総括所見の内容を直ちに履行することが困難である場合には、締約国には履行できない理由を誠実に説明する義務があり、説明責任を果たしているか否かも規約委員会により判断される。また、規約委員会の解釈をまとめた「一般的意見」は「有権的解釈(authoritative interpretation)」と呼ばれ、締約国が規約の規定を適用する際、また、報告書を作成する際の指針となっている。一般的意見は、自由権規約の解釈のための「規範的正当性(normative legitimacy)」を有している

これは国際人権法の世界では常識的な考え方である。

山元意見書は、これを憲法学の立場から考察したものであり、人権問題における国内規範と国際規範の協働について憲法学者が指摘した点で、極めて重要である。

(2) 山元意見書は、「トランスナショナル人権法源論」はこれまでの最高裁判

決にもすでに表れていると指摘する。

- ア 婚外子法定相続分規定に関する最高裁の違憲決定(最大決平成 25(2013)年 9 月 4 日、民集 67 卷 6 号 1320 頁)

「本決定は、本来であれば法的拘束力を有しないドイツ法およびフランス法を参照し、また同じく法的拘束力を持たない自由権規約委員会と子どもの権利委員会の勧告懸念等を参照し、自らの憲法判断、すなわち<婚外子法定相続分規定=違憲>という評価の正当化要素の一部としている。」(甲 C 2 8 ・ 2 0 頁)

- イ 夫婦別姓訴訟最高裁決定(最大決令和 3(2021)年 6 月 23 日、判時 2501 号 3 頁)の宮崎・宇賀反対意見

本決定は夫婦同姓を強制する民法 7 5 0 条を合憲としたものであるが、宮崎・宇賀反対意見は女性差別撤廃条約の夫婦同姓強制制度に対する三度にわたる批判について、法的拘束力がないとして無視するのではなく、「夫婦同氏制が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請を充たす制度でもなかったことを強く推認させるもの」としており、「トランスナショナル人権法源論」における「影響的権威」に分類しうる議論を提出したものと捉えることができる。(甲 C 2 8 ・ 2 0 ~ 2 1 頁)。

- ウ 旧優生保護法国賠訴訟・最高裁判決(最大判令和 6(2024)年 7 月 3 日、民集 78 卷 3 号 382 頁)

旧優生保護法における不妊手術強制規定の国賠法上の違法の認定に際して、それぞれ法的拘束力を持たない自由権規約委員会の総括所見、女性差別撤廃委員会の勧告に言及しつつ、それに日本政府が適切に応えていなかったことを国賠法上の違法性認定の重要な根拠とした(甲 C 2 8 ・ 2 1 ~ 2 2 頁)。

- エ 性同一性障害特例法における生殖不能要件(同法 3 条 1 項 4 号)の違憲性(最大判令和 5(2023)年 10 月 25 日民集 77 卷 7 号 1792 頁)

法令上の性別の取扱い変更を認める要件の一つとして規定される生殖能

力の喪失について、憲法13条を援用して、「本件規定による身体への侵襲を受けない自由の制約は、必要かつ合理的なもの」といえず、違憲としたものである。かかる制約について、法廷意見は、生殖能力の喪失を要件とすることに対する世界保健機構等の反対声明、欧州人権裁判所の判決、欧米諸国を中心に生殖能力喪失を要件としない国が増加していることなど、国際社会における動向を指摘し、「過剰な制約」であるとの結論を導いた。

同様の意見は、上記要件を合憲とした令和元(2019)年最高裁判決(最小判令和元(2019)年1月23日最高裁判所集民261号1頁)の三浦守・鬼丸かおる補足意見にすでに示されていた。

(甲C28・22頁)

第4 再審請求中の死刑執行の違法について

1 自由権規約委員会は、再審請求中の死刑執行は自由権規約6条4項違反と解釈している

自由権規約委員会は日本政府に対して2008年の第5回政府報告書審査以降、「死刑事件の再審又は恩赦請求が執行停止の効力を持つことを確保すべきである」(甲C3・パラ17)、「再審あるいは特赦の請求が刑の執行を延期する効果を持たず、実効的でないことに留意する。」(甲C4・パラ13)、「再審請求が保留されている間に死刑が執行されたという報告に深い懸念を抱いている。」

「死刑事件において、再審請求または pardon(特赦)が執行停止効力を有する義務的かつ効果的な審査制度を確立(すべき)」(甲C21・パラ20)と、再審請求中の死刑執行は許されないことを何度も繰り返し、強く勧告している。

これは、自由権規約6条1項が、恣意的な死刑執行を許さず最大限に生命に対する権利を保障し、そのために死刑執行を最大限抑制することを要請していることを踏まえた上で、同条4項に日本の「再審請求」が含まれ、再審請求に死刑執行停止効を有することを示している。そして、このような結論は、自由権規約委員会の一般的意見、個人通報に対する見解、国連総会・経済理事会の決議、国

連人権理事会の恣意的拘禁作業部会、米州人権裁判所による自由権規約4条6項と同旨の条文解釈等が積み重ねられた結果である。(甲C27・20～24頁)。

いまや再審請求中に死刑執行をしてはならないこと、これが自由権規約6条1項及び4項に違反することは、世界の人権基準として当然のこととして受け止められているからこそ、規約人権委員会が日本政府に強く勧告しているのである。

2 規約委員会や外国の国内裁判所の解釈は影響的権威である

上記のような規約人権委員会の解釈・適用、その結果導き出された結論は、日本において法的拘束力を有する決定(=「拘束的権威」)ではないとしても、違憲性を「強く推認させる」「影響的権威」、トランスナショナルな法源である。

「影響的権威」に対して国内裁判官が直ちに服従することは求められてはいないが、すでに述べたとおり、これと異なる理解をとる場合には、その理由の説明が求められる。有効な反論をなしえないのであれば、前述の自由権規約委員会の解釈を率直に肯定し、再審請求中の死刑執行は停止されるよう法改正をしなくてはならない。

第5 日本の裁判官(特に本件の控訴審裁判官)に求められる姿勢

山元意見書は、日本の司法、特に裁判官に対して以下の役割を強調する。

「国際人権規範の名宛人は、そのような<抽象的な主体>ではなく、国家の具体的諸機関のそれぞれであって、憲法によって授權された範囲内において国際社会に対して法的な応答責任を引き受けており、この意味で直接的に法的な要請の下にあると考えるべきである。いいかえれば、裁判官は国際社会に自らの身を晒しており、グローバル世界に立つ存在である。そうだとすれば、例えば、個々具体的なケースにおいて条約解釈の先例、個人通報制度に基づく見解、締結した人権条約の各条についての一般的意見や勧告などの形態で国際人権法が一定の解釈を示している状況や外国人権判例が一致した解釈を示している状況の下で、

裁判官がそれに反する判決を下そうとする場合には、それらに法的拘束力がない（＝「影響的権威」）としてもなぜそのような解決方法をあえて採用しないのかについて、説得力のある説明／反論を行なう職業的責務を負っていると考えるべきである。」（甲 C 2 8 ・ 1 9 頁）

国際的な人権規範を正しく理解し、それを正しく日本国内の人権問題解決に反映させることにより、「日本の裁判官は国際人権法について勉強不足である」との不名誉な評価を払拭すべく、大阪地裁の誤りを糺すよう、強く要望する。

以上